

いじめ問題対策委員会 を開催しました。

府中市教育委員会では、府中市いじめ防止対策推進条例(令和5年4月施行)第9条に基づき、附属機関として、府中市いじめ問題対策委員会を設置しています。

令和8年2月5日(木)に「令和7年度第2回府中市教育委員会いじめ問題対策委員会」を開催し、府中市のいじめの実態及びいじめ防止等に向けた取組について報告するとともに、児童・生徒がいじめ問題を自分の課題として捉え、判断し、行動できる力の育成に向けた取組「みんなで考え、話し合い、行動する～いじめゼロに向けた取組～」について協議しました。



児童・生徒がいじめ問題を自分の課題として捉え、判断し、行動できる力の育成に向けた取組について協議しました。

1 児童・生徒が主体となるいじめ防止教育の推進

- ・児童・生徒一人一人が、いじめの問題を自分事として捉えることができるよう、「知る→気づく→考える・話し合う→行動する」という学習の流れを、学期ごとに継続的に実施していくことが重要である。
- ・「いじめ総合対策(子供版)」の活用は効果的である一方、内容を学年の発達段階に応じて適切に扱うことが求められる。
- ・教員が児童・生徒へ意識を押しつけるのではなく、児童・生徒自身が主体的に考え、判断し、行動する視点を大切にした取組を推進してほしい。

2 体験的な学習の重要性

- ・いじめ防止に向けた教育は、知識伝達型の授業だけでなく、体験や対話を通して気づきを促す学習の充実が必要である。
- ・ワークショップやロールプレイなど、体験を通じた学習活動の導入、事例教材を用いたグループ討議により、児童・生徒が「傍観者」「加害者」「被害者」など多様な立場で考える機会を確保したい。

3 児童・生徒の声をキャッチする環境整備

- ・児童・生徒が安心して気持ちを表現できるよう、タブレット端末を活用した相談システムを継続して行ってほしい。
- ・児童・生徒の声が学校内で埋もれず、必要に応じて学校外の第三者へも届くよう、関係機関との連携や相談の受け皿となる体制の充実を図っていく。

4 保護者・地域との連携

- ・小学校児童会と中学校生徒会が合同で意見交換を行う機会や、地域や第三者を交えた「いじめゼロ・シンポジウム」の開催など、開かれた対話の場の設定は、地域でいじめを防止しようとする機運の醸成につながる。ただし、子供たちの問題意識と乖離した取組にならないよう配慮する必要がある。
- ・保護者や地域がいじめの定義や学校の対応方針を理解できるよう、保護者向け説明会や学習機会の充実、授業公開等の機会の拡充に努め、家庭・地域と学校が共に子供を支える体制を強化して行く必要がある。

5 教職員の組織対応力の向上

- ・教員同士が積極的に情報を共有し、一人で抱え込まずに役割分担できる「学校風土」を築くことが、いじめ防止の基盤となる。
- ・自他を尊重する態度を養う学級経営と学級風土づくりを全教職員で共通理解し、児童・生徒一人一人に丁寧に向き合う姿勢を大切にしていく。

令和7年度第2回いじめ問題対策委員会では、「子供たちが自分を大切にし、他者を大切にする力を育てることが、いじめ防止の基盤である」との意見が多数、示されました。

府中市教育委員会として、学校・家庭・地域が連携し、いじめ防止に向けた取組をさらに推進していきます。